

被災代替償却資産特例申告書

令和 ○年 ○月 ○日

(宛先) 秋 田 市 長 〒 0 1 0 - 8 5 6 0

(申告者)

住所又は所在地 秋田市山王一丁目1番1号

(フリガナ) カブシキガイシャ アキタ

氏名又は名称 株式会社 秋田

電話番号 0 1 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

個人番号又は法人番号

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

令和5年7月豪雨により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産に対し、地方税法第349条の3の4に規定する課税標準の特例の適用を受けたので、別紙「代替償却資産対照表」など関係資料を添えて申告します。

なお、被災償却資産が秋田市以外に所在していた場合は、被災償却資産の所在していた他市町村に対し、秋田市がその課税状況等を照会することに同意します。

記

1 所有者の氏名(名称)・住所(所在地)・資産所在地

	氏名又は名称	住所又は所在地	資産所在地
代替償却資産	株式会社 秋田	秋田市山王一丁目 1-1	同左
被災償却資産	株式会社 秋田	秋田市山王一丁目 1-1	同左

2 代替償却資産の種類別内訳

資産の種類	数量	取得価額(円)
1 構築物	1	2,000,000
2 機械及び装置	1	1,000,000
3 船舶		
4 航空機		
5 車両及び運搬具		
6 工具、器具及び備品	4	800,000
7 合計	6	3,800,000

3 災害に係る秋田市での申請状況

減免申請の有無	有 ・ 無
罹災(被害)証明書の有無	有 ・ 無 (発行番号: 4431)

1 特例対象者

- (1) 令和5年7月豪雨による被災償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む）
- (2) 売主が所有権を留保している場合における当該償却資産の買主
- (3) (1)、又は(2)の所有者が個人である場合、相続があったときにおける相続人
- (4) (1)、又は(2)の所有者が法人である場合、合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人、若しくは合併により設立された法人、又は当該法人が分割により被災償却資産に係る事業を承継させたときにおける分割承継法人

2 特例措置の対象となる資産

- (1) 被災償却資産に代わるものとして取得した資産で、次のいずれかの要件にも該当するもの
 - ・被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの
 - ・代替償却資産が最初に固定資産税を課税されることとなった年度において、被災償却資産が償却資産課税台帳上登録されていない（除去又は売却等の処分がなされている）こと
- (2) 被災償却資産を復旧し、又は補強等を行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの

3 取得期限

令和5年7月14日から令和10年3月31日までの間に取得又は改良されたもの

4 特例率

取得又は改良が行われた翌年度から4年度分に限り、課税標準額を2分の1に軽減します。

（地方税法第349条の3の4以外の条項により、課税標準の特例措置が適用される場合には、重ねて適用されません。）

5 提出書類

- (1) 被災代替償却資産特例申告書
- (2) 代替償却資産対照表

必要に応じて上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

6 提出期限

代替償却資産を取得又は改良を行った翌年の1月31日

7 提出先

秋田市役所 資産税課 償却資産担当